

指定給水装置工事業者への連絡事項

近年、お客様への給水装置工事申込内容の周知や住宅等の完成後のアフターサービスの徹底がよくなされてない物件が多々見られます。

市内では管工事サービス協議会による修繕当番制をもうけておりますが、人手不足や工事店の減少により、宅地内の修繕等の万全な対応が難しくなっています。

また、住宅完成後、住民の方から苦情相談があり、誓約事項等について説明を行います聞いていないと言われる事があり、その対応に苦慮する案件もあります。

今後、給水装置工事を行う場合、志布志市給水装置工事施工基準を遵守し下記事項のとおりお客様への徹底した誓約事項や工事内容の通知、工事後のアフターサービスの充実を行ってください。

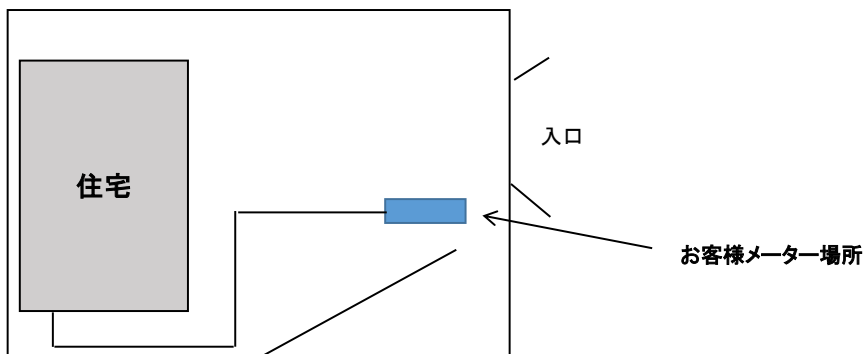
連絡事項

- ①給水装置の完成図（社名、担当者入り）をお客様に交付すること。変更が生じた場合は、水道課へ竣工図の提出を行うこと。
- ②誓約事項等についてお客様にきちんと説明を行うこと。
- ③お客様に止水栓の位置、操作方法の説明を行うこと

お客様配布資料作成例

年 月 日

○ ○ ○ 邸 給水装置工事完成書類



拡大図



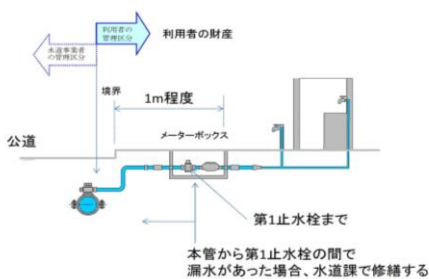
宅地内で水漏れがあった場合、止水栓を閉めて（時計回り）下記会社に連絡をお願いします。

会社名：株式会社 ○ ○ ○
住所：○ ○ ○
電話：○ ○ ○

水道の水漏れ等気になることがありましたら、ご連絡下さい。

水道課の修理区分

宅内の水栓・器具修繕に伴う第1止水栓不良の場合は個人の所有物であるため、水道課で第1止水栓の修繕はできない。
メーター交換に伴う第1止水栓の修繕は可とする。



以下、工事写真や申請書の写しを添付
(4ページ分。誓約内容や家屋平面図がわかるように)
申請書を水道課に提出前にコピーを取るなりして保管しておく。